

別紙

諮問第1665号、第1666号

答 申

1 審査会の結論

「110番（猫の拾得）取扱い状況について」及び「110番処理簿」をそれぞれ一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇年〇月〇日〇、〇〇駅〇付近で拾得された猫について作成された拾得物件預り書、物件処分書、その他この件について作成された文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和4年3月31日付けで行った別表に掲げる本件各一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各処分は、いずれも適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件各審査請求は、それぞれ令和4年12月15日に審査会に諮問された。

審査会は、令和5年11月16日に実施機関から理由説明書を収受し、同月27日（第215回第三部会）から令和6年1月29日（第217回第三部会）まで、3回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### ア 審議の併合について

諮問第1665号及び第1666号については、同一の開示請求における一部開示決定であり、審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

#### イ 本件各一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げる本件対象公文書1及び2を特定し、同表に掲げる本件非開示情報1から5を非開示とする本件各一部開示決定を行った。

本件事案は、○年○月○日、○○警察署において取り扱った猫の保護事案（以下「本事案」という。）であり、110番通報を端緒として警察官の取扱いが開始されたものである。

本件対象公文書1は、本事案の110番通報を受けて取り扱った○○警察署地域課が作成した事実調査報告書であり、本件対象公文書2は、本事案に係る110番処理簿である。

なお、本件開示請求に係る「拾得物件預り書」及び「物件処分書」について、実施機関は、不存在を理由とする非開示決定を別途行っているが、本件各審査請求の対象ではない。

#### ウ 110番処理簿について

110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者が事案を管轄する警察署に指令をした通報内容や、指令を受けた警察署の警察職員が現場に臨場して取り扱った事件、事故等の処理結果を記録するために作成されるものである。

実施機関によると、110番処理簿の「通報場所」欄には通報者が通報を行った場所が、「通報者」欄には目撃者、当事者といった通報者の種別が、「通報局」欄には通報に用いられた基地局名が、「通知電話番号」欄には通報に用いられた電話番号が、「事件内容及び犯人人相等、訴出人等」欄には通報者の氏名や事件の内容等の通報内容が、「処理てん末状況」欄には事案の概要、処理てん末のほか、事案を取

り扱った警察官が関係者等から聴取した氏名・住所などの人定情報等が、それぞれ記載されるとのことである。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報 1、2 及び 4 について

本件非開示情報 1 及び 4 は、管理職ではない警察職員の氏名であり、本件非開示情報 2 は、警察職員の生年月日、年齢、卒配年月日及び着任年月日である。実施機関によると、卒配年月日とは、警察学校を卒業後、警察署へ配属された年月日であり、卒配とは卒業配置の略称であるとのことである。

これらの情報は個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため、条例 7 条 2 号本文に該当する。

実施機関では、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名、生年月日、年齢、卒配年月日及び着任年月日については慣行として公にしていないことから、本件非開示情報 1、2 及び 4 は条例 7 条 2 号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 1、2 及び 4 については、条例 7 条 2 号に該当し、同条 4 号の該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 3 及び 5 について

本件非開示情報 3 及び 5 は、本事案の 110 番通報者及びその関係者（以下「通報者等」という。）に関する情報であり、通報者が 110 番通報をした時刻、場所、通報者の氏名、住所、電話番号、通報者等の言動等が記載されていた。

審査会が検討したところ、本件非開示情報 5 のうち「入電事案名」欄には、110 番通報を受理した警察職員が、入電時における 110 番通報の内容等から総合的に評価、判断した結果に基づく事案名が記載されており、「処理事案名」欄には、警察署の担当者が、事案の処理に当たった警察官の報告から総合的に評価、判断した結果に基づく事案名が記載されている。そのため、警察官が記載する事案名と通報者が考える事案名とは必ずしも一致するものではなく、これらの情報を開示することとなると、実施機関の判断を巡って、後に紛議を招くおそれがあるな

ど、110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本件非開示情報5のうち「入電事案名」欄及び「処理事案名」欄の情報は、条例7条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

また、本件非開示情報3並びに「入電事案名」欄及び「処理事案名」欄を除く本件非開示情報5は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められるため、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

さらに、通報者等に関する情報は、通常他人に知られることはないと考えられ、110番処理事務は、通報者等の秘密を守るという信頼関係に基づいて実施されるものと認められる。したがって、これらの情報が公にされれば、実施機関と通報者等との信頼関係が損なわれ、今後の協力が得られにくくなり、110番処理事務の適正かつ円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められることから条例7条6号に該当する。

以上のことから、本件非開示情報3並びに「入電事案名」欄及び「処理事案名」欄を除く本件非開示情報5は、条例7条2号及び同条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、徳本 広孝、峰 ひろみ

別表 本件各一部開示決定

本件一部開示決定 1			
本件対象公文書 1 110番（猫の拾得）取扱い状況について（令和〇年〇月〇日、〇〇警察署地域課作成のもの）			
本件非開示情報		非開示理由	諮問番号
1	警察職員の氏名	7条2号 7条4号	第1665号
2	警察職員の生年月日、年齢、卒配年月日及び着任年月日		
3	「2 取扱年月日時」の非開示とした部分	7条2号	
	「3 入電110番」の非開示とした部分	7条6号	
	「4 取扱状況」（1）、（2）及び（3）の非開示とした部分（警察職員の氏名を除く。）		
	別添地図の非開示とした部分		
本件一部開示決定 2			
本件対象公文書 2 110番処理簿（〇〇警察署、令和〇年〇月〇日、整理番号〇〇）			
本件非開示情報		非開示理由	諮問番号
4	警察職員の氏名	7条2号 7条4号	第1666号
5	上記以外の非開示とした部分（「入電日時」欄（年月日、曜日を除く。）、「入電事案名」欄、「処理事案名」欄、「通報場所」欄、「発生場所」欄（市区町村名を除く。）、「通報者」欄、「通報局」欄、「通知電話番号」欄、「指令（受理）時刻」欄、「現着時刻」欄、「処理結果報告時刻」欄、「事件内容及び犯人等相、訴出人等」欄、「処理てん末状況」欄）	7条2号 7条6号	